

## 航空法施行規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機関士等が同等以上の経験を有することの認定
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第162条の2
- ③ 手続対象者 : 当該認定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :
  - 航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事する方
  - 国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8111 (内線50164)
  - それ以外の方
  - 国土交通省航空局安全部運航安全課 03-5253-8111 (内線50316)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ② 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)